



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月30日金曜日 第2113号

◇ 目 次 ◇  
告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 961  
 保安林の指定（2件）..... 962  
 落札者等の告示..... 963  
 東予港湾計画の変更の概要..... 963  
 港湾施設の概要（2件）..... 963  
 公共測量の実施の通知..... 963  
 県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額の一部改正..... 964  
 道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）..... 964  
 道路の区域変更（県道横浜生名港線）..... 964  
 道路の供用開始（ " ）..... 964  
 土地改良区の定款変更の認可..... 965  
 道路の供用開始（県道六軒家石手線）..... 965  
 開発行為に関する工事の完了..... 965  
 道路の供用開始（県道宇和島城辺線）..... 965  
 道路の供用開始（県道猿鳴平城線）..... 965

土地改良事業の工事完了の届出..... 966  
 道路の供用開始（県道佐田岬三崎線）..... 966  
 道路の位置の指定..... 966

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 966  
 土地の売払い..... 966  
 普通旋盤の購入..... 967

公営企業公告

土地（建付地）の売払い..... 968

雑 報

公示による通知..... 970

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
平田ショッピングセンター敷地B	松山市平田町190番地外	駐車場の位置及び収容台数	収容台数88台（敷地A・敷地B全体392台）	収容台数88台（敷地A・敷地B全体397台）	平成21年11月7日	平成21年10月23日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前7時から午後9時45分まで	午前7時から午前0時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時45分から午後10時まで	午前6時45分から午前0時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1318号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町中泊175から178まで、253から255まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第1319号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1(1) 保安林の所在場所

四国中央市金生町山田井字沼ヶ谷乙150の2、乙150の54、乙150の55、乙150の79

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沼ヶ谷乙150の2、乙150の79

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林の所在場所

四国中央市川之江町字大門山2808の10（次の図に示す部分に限る。）

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大門山2808の10（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 3(1) 保安林の所在場所

四国中央市富郷町豊坂字高野山丙334の1

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高野山丙334の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 4(1) 保安林の所在場所

四国中央市柴生町字西ノ谷33、34、字家ノ浦乙29の3、字西ノ尾乙30の1、字芋尻乙32の1、乙33の15

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ谷33・34・字家ノ浦乙29の3・字芋尻乙32の1・乙33の15（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 5(1) 保安林予定森林の所在場所

四国中央市金生町山田井字沼ヶ谷乙150の23

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1320号

次のとおり落札者を決定した。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札 公 告 日
電子入札システム用機器一式 (サーバ18台、パソコン5台、プリンタ1台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、保守一式、据付、撤去を含む)	愛媛県土木部管理 局土木管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成21年10月5日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町 一丁目1番地の15	1,587,600円 (月額)	一般競争入札	平成21年8月25日

○愛媛県告示第1321号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、東予港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成21年10月30日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 港湾計画の変更の概要

東予港港湾計画の変更の概要（平成17年5月愛媛県告示第1028号）によりその概要を告示した東予港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

既定計画の変更事項

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
東 港	5.5	1

(2) 外郭施設計画

防波堤

既定計画を削除する事項

地区名	名 称	延長（メートル）
東 港	東港内防波堤	120

(3) 係留施設計画

ア 岸壁

既定計画を削除する事項

地区名	公共用又は専用別の別	水深（メートル）	バース数又は延長	用 途
東 港	専 用	4.5	60メートル	休憩用

イ 係船くい

既定計画の変更事項

地区名	公共用又は専用別の別	水深（メートル）	バース数	用 途
東 港	専 用	5.5	1	危険物船用

(4) 土地造成及び土地利用計画

既定計画の変更事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
東 港	5	ふ頭用地
	301（4）	工業用地
	1	交通機能用地

注（ ）の数値は、内数で、土地造成を伴う土地利用面積を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第1322号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
浮 棧 橋	四国中央市川之江町4189番の地先	延長 30.00メートル 2基

○愛媛県告示第1323号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	四国中央市三島中央一丁目2315番の地先	延長 312.00メートル 幅員 18.75メートル

○愛媛県告示第1324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 作業種類 公共測量（都市計画地図作成）
- 作業期間 平成21年11月10日から  
平成22年5月31日まで
- 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第1325号

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額（平成20年3月愛媛県告示第513号）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から施行する。  
平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額 （愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する 管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）				1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額 （愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する 管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）			
名 称	位 置	駐車場 使用料 （月額）	有 料 化 開始年度	名 称	位 置	駐車場 使用料 （月額）	有 料 化 開始年度
省略				省略			
省略			平成21年度	省略			平成21年度
伊吹第2団地	省略			伊吹第2団地	省略		
白浜団地	八幡浜市向灘	136円					
2～4 省略				2～4 省略			

○愛媛県告示第1326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市樋之口字鳥谷6番3	旧	メートル 9.0～14.8	キロメートル 0.045	
			新	12.0～19.2	0.045	

○愛媛県告示第1327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名636番2から 越智郡上島町生名969番4まで	旧	メートル 7.0～24.5	キロメートル 0.144	
			新	7.0～26.0	0.144	

○愛媛県告示第1328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般県道	横浜生名港線	越智郡上島町生名636番2から 越智郡上島町生名969番4まで	平成21年10月30日

平成21年10月30日

## ○愛媛県告示第1329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、  
松山市東石井土地改良区の定款の変更を認可した。

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

## ○愛媛県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	六軒家石手線	松山市道後鷺谷町425番3から 同町422番4まで	平成21年10月30日

## ○愛媛県告示第1331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年10月30日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建（開）第32号 平成21年10月23日	伊予郡松前町大字上高柳字前田105番1	伊予市上野1047番地6 村 上 修 一

## ○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都878番10	平成21年10月30日

## ○愛媛県告示第1333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町中浦2099番2	平成21年10月30日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年10月30日

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	東大洲北地区	平成21年2月28日

○愛媛県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4964番3から同町三崎4957番2まで	平成21年10月30日

○愛媛県告示第1336号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年10月30日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年10月19日 21大土建（道）第6号

2 道路の位置

愛媛県大洲市新谷乙1513番3・乙1513番7

幅員 4.00メートル

延長 30.97メートル

3 申請人の住所及び氏名

大洲市新谷町甲253番地

松本 武子

大洲市新谷町乙1528番地1

久保不動産開発株式会社

代表取締役 久保 昭生

4 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年10月20日	特定非営利活動法人愛媛大中学校友会人材活用センター	鮎川 恭三	松山市文京町3番	この法人は、愛媛県内の各自治体及び教育機関に人材を提供するとともに、社会教育の推進に関する事業を行うことによって、地域の活性化に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
西条市大野379番 1	雑種地	1,781㎡	31,700,000円
西条市大野379番 4	宅 地	435.58㎡	

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

## (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

## ア 提出期間

平成21年10月30日（金）から平成21年11月25日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

## イ 提出場所

愛媛県農林水産部森林局森林整備課公有林整備係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2602

## ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年11月25日（水）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

## (3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

## ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年11月13日（金）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

平成21年12月16日（水）午前10時

## (2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市丹原町池田1611番地

愛媛県東予地方局西条第二庁舎4階大会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

(1) 件名

普通旋盤の購入

(2) 購入物品名及び数量

普通旋盤 3式

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限  
平成22年3月17日
- (5) 納入場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限  
電子入札による場合は、平成21年12月16日(水)午前9時から平成21年12月17日(木)午後1時59分まで。  
紙入札による場合は、平成21年12月17日(木)午後1時59分まで。
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成21年12月17日(木)午後2時00分

- 愛媛県庁舎 総務部会議室(入札室) 本館2階
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条の規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限:平成21年12月9日(水)午後5時00分
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
- (7) 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (イ) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Manual Lathe, 3 set
- (2) Time limit of tender: 1:59 p.m., 17 December
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2156

---

公営企業公告

---

## ○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年10月30日

愛媛県公営企業管理者 三好大三郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地(建付地)の売払い
- (2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物		予定価格
	地目	地積	構造	床面積	
松山市岩崎町二丁目479番3	宅地	296.72㎡	木造スレート葺 2階建	1階 108.42㎡ 2階 56.59㎡	39,977,000円
松山市岩崎町二丁目479番9	宅地	17.80㎡			

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

## (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

## ア 提出期間

平成21年10月30日（金）から11月19日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

## イ 提出場所

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2794

## ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成21年11月19日（木）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

## (3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

## ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年11月11日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

平成21年12月2日（水）午後1時30分

## (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第2別館2階東大会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関

又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

---

雑 報

---

○公示による通知

山崎菊太郎（愛媛県西予市宇和町稲生 393 番 1 の登記簿表題部所有者）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成21年11月19日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成21年10月30日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆 三

平成21年10月21日付け21媛収第10 - 6号審理の開催について（審理開催の通知）